

TOPIX100におけるリスクマネジメントの記載に関する調査

顧問 公認会計士 安積 亜紀

当レポートでは、TOPIX100構成企業のうち、2023年1月から12月に狭義の統合報告書(※)を発行している89社についてリスクマネジメントの記載に関する調査を行った。調査は、統合報告書を対象とした。

(※)「狭義の統合報告書」とは、統合報告フレームワークなどの統合報告ガイダンスを参考にして制作されている報告書、または冊子やWEBサイトでレポート名を統合報告書・統合レポート等と題されている報告書を指す。

レポート ■9割近くの企業がリスク記載について一覧性を持った開示を行っていた。

サマリー ■リスクに対する対応策まで記載している企業は7割程度であった。

投資家にとって重要なリスク情報の記載として、統合報告における内容要素として「リスクと機会」、有価証券報告書では「事業等のリスク」がある。

「事業等のリスク」については、2019年3月に金融庁が公表した「記述情報の開示に関する原則」(以下、開示原則)により、これまでの一般的なリスクの羅列ではなく投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を具体的に記載することや対応策等の開示が求められた(表1参照)。

【表1：開示原則（一部抜粋）】

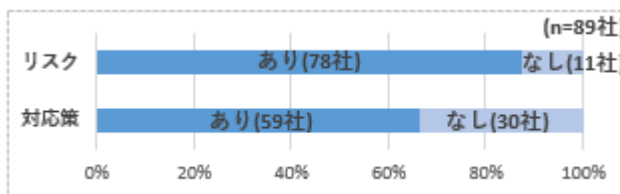
記述情報の開示に関する原則 (各論)：事業等のリスク	<u>企業固有のリスク、リスクの発生可能性や顕在化した際の影響内容①、リスクへの対応策等の開示②が重要、開示に当たってはリスクの重要性や経営方針との関連性の程度を考慮③、分かりやすい記載④</u> <u>リスク管理体制や枠組みについても記載することが望ましい⑤</u>
-------------------------------	---

統合報告書のリスクマネジメントの記載について、一覧性を持ったリスクの記載があった企業(※1)は全体の87.6%(78社)とほとんどの会社において開示されていた(表1の①③に対応)。リスクに対する対応策(※2)まで記載している企業は66.3%(59社)であった(表1の②に対応)。

当該記載内容は統合報告フレームワークの求める内容に通ずるものがあり、「事業等のリスク」の記載が法定開示のため、一定の縛りを受けるのに対し統合報告書は任意開示であり自由な記載が行えるという違いはあるが、企業が直面しているリスクとそれに対する対応策を開示するという点では共通の趣旨をもっており参考になろう。

今回の調査対象であるTOPIX100構成企業のうち、2023年12月末時点の狭義の統合報告書発行企業89社におけるリスクマネジメントの記載を開示原則に記載の観点から調査した。

【図1 リスクの記載状況内訳】

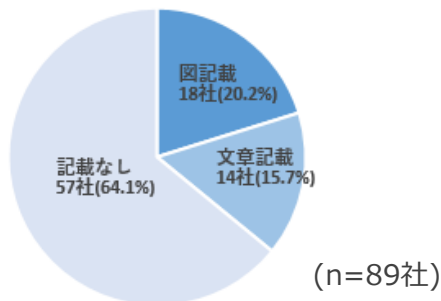


(※1)リスクについて事業等のリスクの転記や有価証券報告書、WEBやQRコード等の参照も含み、リスクの一部のみの記載も重要性判断の結果として含む

(※2) リスク対応策の一部のみの記載も、重要性の判断の結果として含む

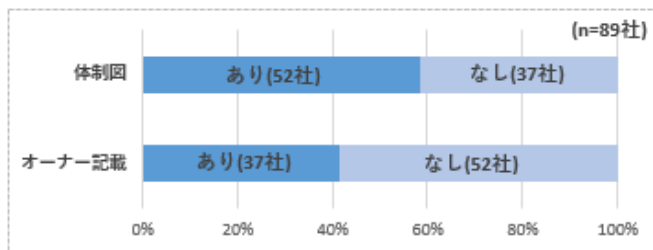
一方でリスクの発生可能性や影響度を評価軸としたリスクマップを図で記載している企業は20.2%(18社)、リスクマップを作成しているとの文章記載を行っていた企業は15.7%(14社)、合わせると36.0%(32社)であった(表1の①③④に対応)。

【図2 リスクマップ記載状況の内訳】



また、リスク管理体制図の記載は58.4%(52社)の企業が行っていたが、リスクの責任者として任命されているリスクオーナーの記載まで行っている企業は41.6%(37社)であった(表1の④⑤に対応)。

【図3 リスク体制図、リスクオーナー記載状況内訳】



それ以外では、自己資本規制やソルベンシー・マージン比率に一定の規制を受けるような金融業が半数近くを占めてはいるがERM(全社的リスク管理、統合型リスク管理)やリスクアパタイトについて記載していた企業が28.1%(25社)であった(表1の⑤に対応)。

調査の結果から、リスクについてはほとんどの企業について開示されていたが、リスク管理体制図を記載している企業は6割に満たず、リ

スクオーナーの記載まで行っている企業となるとさらに少なくなる。リスクマップを示しリスクの分析・評価の内容を開示している企業は4割にも届いていない。

リスクマネジメントについて、考え方や概要のみの記載、もしくは記載していない企業も5社程度あった。投資家をはじめとするステークホルダーの関心が高いと思われるリスクについての開示としては、まだまだ不足していると言えよう。

表1の開示原則を充足した記載を行うためには、リスクマネジメント(リスクの特定・分析・評価、リスク対応)が必要であり、それを推進する体制が必要である。企業は何らかの対応を行っていると考えられるため、開示に適切に反映されていないとすると非常に勿体ないと言えるのではないかと。

VUCA時代と言われるかつてないほどのリスクにさらされている状況において、リスクが存在しないということはありません、組織はリスクを避けるのではなく、どのようにリスクに対峙し、管理しているかを積極的に開示することが求められている。またロシア・ウクライナ紛争、中東情勢、能登半島地震等、リスク内容やリスクの重要性自体も日々変化しており毎期見直すことが求められている。

任意開示書類である統合報告書を通じて積極的にリスクマネジメントに関する情報を提供することは、企業価値の毀損を防ぐ「守り」だけでなく、持続的な企業価値の創造に繋がる「攻め」に取り組んでいることを示す重要な手段となるため、より透明性のある開示が望まれる。